

○玉城町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

平成 22 年 6 月 30 日

告示第 73 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム(以下「発電システム」という。)を新たに設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、環境への負荷の少ない自然エネルギーの有効利用を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において発電システムとは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ太陽電池の最大出力値(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計)が 10 キロワット未満のもの
- (2) 未使用のもの
- (3) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金は、本町の区域内において、次の各号のいずれかに該当するものに対して、申請に基づき補助金を交付するものとする。

- (1) 自ら居住する町内の住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に新たに発電システムを設置する者
- (2) 自ら居住するため新築する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)にあわせて発電システムを設置する者
- (3) 自ら居住するため、発電システムが設置されている新築住宅を購入する者

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、1 件当たり定額で 6 万円とする。

(補助金の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、発電システムに係る工事に着手する前に住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添付して、毎年 4 月 1 日から翌年の 1 月末日までに提出するものとする。

2 町長は、前項に定めた期間以外に必要なに応じ提出期限を定めることができる。

(補助金の交付の決定等)

第 6 条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金を交付することを決定したときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の不交付を決定したときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金不交

付通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更の申請)

第 7 条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、補助金交付決定の内容を変更するとき、又は発電システムの設置を中止するときは、住宅用太陽光発電システム設置計画変更等申請書(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第 8 条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、発電システムの設置を完了したときは、完了日から起算して 30 日以内又は当該年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報告書(様式第 6 号)に必要な書類を添付して町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要があるときは、現地調査を行い、発電システムが補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第 7 号)により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 町長は、当該補助事業完了後に補助事業者からの請求に基づき、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による請求は、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書(様式第 8 号)を町長に提出して行うものとする。

(財産処分の制限)

第 12 条 補助事業者は、発電システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ補助財産処分承認申請書(様式第 9 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、補助財産処分承認通知書(様式第 10 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の取消し又は補助金の返還)

第 13 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱又はそれに基づく町の処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助金を発電システムの設置以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。

2 町長は、前項の取り消しをした場合において、当該取り消しに係る部分に対し既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 町長は、補助事業者が第 12 条の規定により承認を受けて発電システムを処分したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 14 条 当該事業は、新たに発電システムを設置する経費の一部を補助することを目的とし、その使用に係る一切の責任は補助事業者に帰するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。ただし、平成 22 年度に限り第 5 条の規定にかかわらず、申請の受付は、公布の日からとし、平成 22 年 8 月 1 日以降に発電システムを設置したものに補助金を交付する。

附 則(平成 27 年告示第 73 号)

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

様式第 2 号(第 6 条関係)

様式第 3 号(第 6 条関係)

様式第 4 号(第 7 条関係)

様式第 5 号(第 8 条関係)

様式第 6 号(第 9 条関係)

様式第 7 号(第 10 条関係)

様式第 8 号(第 11 条関係)

様式第 9 号(第 12 条関係)

様式第 10 号(第 12 条関係)